

国民健康保険高齡受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齡受給者証の有効期限は
令和元年7月31日です。

国民健康保険高齡受給者証の対象となる方

- 70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から75歳になるまで
- ※有効期限が令和元年8月1日～令和2年7月31日の高齡受給者証は、7月中に郵送いたします。
(令和2年7月31日までに75歳のお誕生日を迎える方は、お誕生日の前日が有効期限となっています)

※生活保護を受けている方は除く

○**現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの被保険者及び同世帯の被保険者の人は、申請により限度額適用認定証が交付されます。**

70歳以上の現役並み所得者の所得区分は、課税所得によって3段階に分かれます。(下記表)

所得区分		自己負担限度額(月額)
		外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	住民税の課税所得(各種控除後)が690万円以上の被保険者及び同世帯の被保険者。	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% 多数回[140,100円](注1)
現役並み所得者Ⅱ	住民税の課税所得(各種控除後)が380万円以上の被保険者及び同世帯の被保険者。	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% 多数回[93,000円](注1)
現役並み所得者Ⅰ	住民税の課税所得(各種控除後)が145万円以上の被保険者及び同世帯の被保険者。	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% 多数回[44,400円](注1)

医療機関などで受診される際には、限度額適用認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。1か月に1つの医療機関での窓口負担額が高額になる可能性のある人は、鏡野町役場保健福祉課の窓口で限度額適用認定証の申請を行ってください。

(注1) 過去12か月以内に3回以上、高額療養費の支給があった場合に、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係 担当：安藤
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981

お詫び

6月4日に支給いたしました高額介護サービス費を二重に口座へ振り込んでしまい、二重となった部分をお戻しいただく事態が生じてしまいました。

サービスご利用者、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます。

鏡野町 保健福祉課長